

Membership Agreement

フローラルグループ・パートナーズチェーン (FGPC) 会員規約

〈第1章 総則〉

第1条 名称

フローラルグループ・パートナーズチェーン (FGPC) と称する。

第2条 目的

会員相互の交流と各自のビジネスの活性化を計り、心理カウンセリング・心理セラピー業界の質の向上と社会的認知度を高める事を目的とする。

- 1 国家資格への推進
- 2 社会保険適用化

第3条 事業 前条の目的を達成する為に、次の事業を行う

- 1 心理カウンセリング・心理セラピー業界の実態調査、及びその分析
- 2 心理カウンセリング・心理セラピー業界に携わる人材育成と、知識・技術の提供

- 3 会員間、関連産業との交流会ビジネスマッチング
- 4 海外動向調査、海外研修
- 5 その他、カウンセリング・セラピーに関連する事業

第4条（本会員規約の範囲）

- 1 本規約はフローラルグループ・パートナーズチェーン（以下FGPCと称する）の定款の定める会員となった法人、団体または個人に適用されます。

〈第2章 入会申し込みと契約〉

第5条（申し込み）

- 1 入会を希望するものは、FGPC本部指定の入会申込書に必要事項を記入の上、本部に提出し、入会を申し込むものとします。

第6条（入会申し込みの不承認）

以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがあります。

- 1 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- 2 入会申込後、一定の期間を経過しても、会費の支払いが無い場合

- 3 過去に FGPC 本部から会員資格を取り消されたことがある場合
- 4 その他、FGPC 本部が会員契約を結ぶことを不適當を判断した場合

第 7 条 (会費)

- 1 会員は月払いとし、原則として自動引落としとする
- 2 登録料及び会費は、以下に定める通りとします。

- ・ 会費 : 3,150 円 (消費税含)

- ・ 登録料 : 5,250 円 (消費税含)

(但し、会員契約期間中、あるいは更新時において改正される場合があります)

第 8 条 (会費等の払い戻し)

- 1 会員が既に納入した登録料、会費等についてはその理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第 9 条 (有効期間)

- 1 本規約に基づく会員契約期間は、年会費の入会日から 1 年間とします。
- 2 期間満了日の 3 ヶ月前までに、会員又は FGPC 本部から相手方に対し、書面による特約の表示が無い場合には、更に契約期間を 1 年間づつ自動更新するものとし、以後も同様

とします。

第 10 条 (変更の届出)

- 1 会員は、その名称、住所、連絡先等FGPC 本部への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。
- 2 会員が第 1 項の変更申込をしなかった事により、不利益を被った場合でも、FGPC 本部はその責任を一切負わないものとします。

第 11 条 (退会)

- 1 会員は、2ヶ月前までにFGPC 本部に書面によって届け出ることにより、任意に退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後もFGPC 本部に対する未払い分の支払いを免れないものとします。

第 12 条 (会員資格の取り消し)

- ・ FGPC 本部は、会員が次の各号の 1 つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取りけることができるものとします。
- 1 FGPC 本部の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと FGPC 本部が認めた場合

- 2 会費の支払いが支払い日より3ヶ月以上滞納した場合
- 3 法令、若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- 4 本規約、又はその他FGPC本部が定める規約に違反した場合
- 5 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合
- 6 その他、FGPC本部が会員をとして不適格と認める相当の事由が発生した場合

〈第3章 サービス〉

第13条（サービス）

- ・ 会員は、FGPC本部の行う以下のサービスを優先的に利用することができます。
- 1 会情報（不定期）をメールにて配信します。
 - 2 FGPC本部主催のセミナー、講演会、活動（普及等）などに参加できます。
 - 3 会員は、レンタルルームの割引、会員相互間の賃貸FGC本部の商材の割引を受けることができます。
 - 4 会員においては、活動サポート（ホームページ作成、広報活動、講師の派遣又は斡旋）を受けることができます。

〈第4章 著作権〉

第 14 条 (著作権)

- 1 サービスによって提供される情報の著作権は、全て FGPC 本部に属します。

第 15 条 (情報の二次使用)

- 1 サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版法においても著作権法に違反して使用することを禁止します。
- 2 商用目的 (web サイト、名刺、各種広告ツール) に関わる FGPC ロゴ、称号 (パートナーズチェーン加盟店) の掲載を義務付けるものとする。
- 3 「心のエステサロン」と屋号の前に追加掲載しなければならない。

第 16 条 (商標権)

- 1 「ココロのエステ」の商標権を、無断で使用することを禁止します。

〈第5章 会員規約の追加・変更〉

第 17 条 (規約の追加・変更)

- 1 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事の決議により定め

るものとしします。

- 2 FGPC 本部は、理事の決議により、サービスの内容及び料金を含め、本規約の全部又は一部を変更することができます。FGPC 本部により変更された本規約は、FGPC 本部の web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとしします。

〈第 6 章 免責および損害賠償〉

第 18 条 (免責および損害賠償)

- 1 会員は、FGPC 本部の活動に関連して取得した資料・情報等について、自らの判断により、その利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、FGPC 本部は一切責任を負わないものとしします。
- 2 万が一、FGPC 本部が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、FGPC 本部は間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとしします
- 3 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとしします。

付則

本会員規約は、2009年（平成21年）7月1日より実施します。

フローラルグループ・パートナーズチェーン本部

有限会社 フローラル

代表取締役・代表理事 大巻 広美